

令和6年度重度訪問介護従業者養成研修（基礎・追加課程） 開催要項

1. 目的

重度の肢体不自由児者であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として開催します。

2. 主催者

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・会場・定員

期日	会場	定員
6月26日（水）基礎	いきいきプラザ島根 1階 共用会議室	25名
6月27日（木）基礎・追加 6月28日（金）追加	独立行政法人国立病院機構松江医療センター 外来管理診療棟3階 大会議室	

※定員超過の場合は、調整させていただくことがあります。

4. 参加対象

居宅介護従業者として従事した経験を有する方（予定する方）

※本研修は「基礎課程のみ（2日間）」もしくは、「基礎及び追加課程（3日間）」からいずれかを選択して頂きます。

※利用者が医療的ケアを必要とする方が多い等、特に重度の障がい者に対し支援を行う方については追加課程も受講してください（緊急時の対応等）。

5. 日程・内容・講師

期日	時間	課程	内容	講師
6/26 (水)	8:35～	—	受付	
	8:55～	—	開会	
	9:00～ 11:00	基礎 ①	○講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	NPO 法人コミュニティサポートいづも 主任相談支援専門員 山形美由紀 氏
	11:00～ 17:00	基礎 ②	○講義・実習 基本的な介護と重度の肢体不自由者との コミュニケーション技術(A)	社会福祉法人島根整肢学園 東部島根医療福祉センター 講義：言語聴覚係長 言語聴覚士 山崎佳史 氏 実習： 作業療法士 原美佳 氏
6/27 (木)	9:00～ 10:00	基礎 ③	○講義 基礎的な介護技術	社会福祉法人島根整肢学園 東部島根医療福祉センター 副看護師長 吉松裕美 氏
	10:00～ 12:00	基礎 ④	○実習 外出時の介護技術に関する実習(B) 外出時の介護技術	社会福祉法人島根整肢学園 東部島根医療福祉センター 主任理学療法士 永田洋子 氏
6/28 (金)	13:00～ 17:00	追加 ①	○講義 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の 障害及び支援に関する講義 1.対象となる疾患の概要と必要な医療的ケアの概要 2.医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の講義 3.パーキンソン病患者の看護 4.医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の 障害及び支援 5.重症心身障害児者の看護	独立行政法人国立病院機構松江医療センター (調整中)
	9:00～ 11:00	追加 ②	○講義 コミュニケーションの技術に関する講義 1.コミュニケーションの技術に関する講義 2.摂食嚥下について	独立行政法人国立病院機構松江医療センター (調整中)
6/28 (金)	11:00～ 12:00	追加 ③	○講義 緊急時の対応及び危険防止	独立行政法人国立病院機構松江医療センター (調整中)
	13:00～ 16:00	追加 ④	○実習 重度障がい者の介護サービス提供現場での実習	独立行政法人国立病院機構松江医療センター (調整中)

※内容・講師は変更になる場合があります。

※基礎研修のみ受講される方は、終了時間にご注意ください

※全日程昼食休憩は1時間あります

6. 申込方法・受講決定・受講料

①令和6年5月17日(金)17時まで受付です。

②申込は、島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センターホームページ <https://www.shimane-fjc.com/> 『研修受講サポートシステム』によりお申込みください(マニュアルをご覧ください、手順に従って入力ください)。

事業所の登録 → 受講研修の選択 → 受講者の登録 → 申込確認メールが到着 にて申込完了となります。

※事業所の登録は初回システム利用時、1回登録するだけで全ての研修への対応が可能です(登録内容に変更があった場合は、その都度修正してください)。

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。 ※お申し込みは法人、事業所のご担当者の方が行ってください。

③受講の決定は、5月下旬ごろに通知を発送します。受講決定通知に付属の請求書及び払込取扱票を使い、記載の振込期限日までに受講料をお振込みください(手数料はご負担ください)。受講料 ひとり3,000円(非課税)

④受講決定後のキャンセルはご遠慮ください。やむを得ずキャンセルをされる場合、振込期限日の17時までにご連絡をいただいた場合のみ受講料を返金いたします(手数料はご負担ください)。

7. 修了証書の交付等

①研修修了者に対し、島根県知事名の修了証明書および携帯用証明書を交付します。

②1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません(但し緊急かつやむをえない場合は県と協議します)。受講態度が著しく不良である(※1)、研修内容を理解していない、と判断される場合は修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

(※1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為(グループワーク等において消極的な態度も含む)

③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等)

8. その他

①お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

②2日目、3日目の研修会場は病院内です。外来の方・入院中の方へ迷惑が掛からないようにご配慮ください。

③動きやすい服装でご参加ください。

④研修期間中の出席管理に伴い、出席簿にサインをしていただきます。消えないボールペンが必要です。

⑤昼食は各自でご準備ください。

⑥会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

⑦研修中の録音・録画は禁止とさせていただきます。

⑧地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録されたファックス番号宛(勤務先等)に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

⑨インフルエンザなど、受講者の健康状態によっては研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

⑩研修受講にあたって合理的配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。

⑪病院内での研修の際は、マスクの着用をお願いします。

9. 問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根

島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター)担当: 足立、永瀬

TEL: 0852-32-5975 FAX: 0852-32-5956 HP <https://www.shimane-fjc.com/>

10. 会場

いきいきプラザ島根 (松江市東津田町 1741-3)	国立病院機構松江医療センター (松江市上乃木 5丁目 8-31)
○タクシー JR 松江駅から約 10 分 ○市営バス JR 松江駅バスターミナル のり場① 「南循環外回り」乗車 【県合同庁舎前】下車(約 15 分)	○タクシー JR 松江駅から約 10 分 ○一畑バス JR 松江駅バスターミナル のり場④ 「大庭・八雲(相生町経由)」行き 【松江医療センター前】下車(約 10 分) ○市営バス JR 松江駅バスターミナル のり場④ 「かんべの里」行き (すべて相生町経由) 「県合同庁舎」行き 「平成町車庫」行き 乗車 【松江医療センター前】下車(約 10 分)

※詳しくは各施設のホームページでご確認ください

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。